



# 三月定例議会で 公害対策条例など決まる

三月定例議会は、去る三月十日から十五日までの六日間の会期で開会され、次の案件が審議され原案どおり議決されました。

◆報告第一号  
専決処分事項の報告について

このことは、一般会計予算の補正で災害復旧事業費（穴堰頭首工）の予算補正である。

◆議案第一号

昭和四十七年度発生災害復旧穴堰地区工事請負契約について  
これは、金一四、六三五、〇〇〇円で矢吹町、三柏工業株式会社と工事請負契約を締結した

◆議案第二号

稲作改善対策特別事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

◆議案第三号

福島県消防補償等組合規約の一部を改正する規約について  
これは、昭和四十八年度から福島市の加入を認めたこと

◆議案第四号

福島県消防償じゅう金組合の設立について  
これは、白河市外八十四市町村及び伊達地方消防組合外五組合の消防償じゅう金に関する事務を共同処理するため、規約を定め組合を設立することです。

◆議案第五号

泉崎村敬老年金支給条例の一部を改正する条例  
これは、七〇才以上の老人者全員に年金三千円に支給の額を改正したこと。

◆議案第六号

泉崎村公害対策条例の制定について  
これは、住民の健康で文化的な生活を確保するため村事業者及び住民の公害の防止に関する村の施策の基本となる事項を定めたものである。

◆議案第七号

泉崎村公営住宅管理条例の制定について  
これは、昭和四十七年度から建設に着手された、公営住宅の入居者の資格及び手続等に関する

事項を定めたこと。

なお詳しくは住民課に問い合せ下さい。

◆議案第八号

泉崎村道路線の廃止について  
これは道路法第八号第二項の規定により、太田川と中新城線五五〇〇及び上町と細倉線四〇〇〇を廃止したこと。

◆議案第九号

泉崎村道路線の認定について  
これは八斗蒔線一九九・五呎漆久保線五三八呎、踏瀬と大堤下線七八〇呎、新田と堂の下線四五〇呎、竹の内と新田下原線一、〇六〇呎、上野館と鳥川線六〇〇呎、鳥川と景の原線九七〇呎、下根岸線五五〇呎、十八夜と上狐山線一、〇五〇呎、大兵衛線四九〇呎の十一路線を村道に認定したことです。

◆議案第十号

泉崎村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

◆議案第十一号

泉崎村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◆議案第十二号

議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

◆議案第十三号

教育長の給与勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

◆議案第十四号

村長、助役、収入役諸給与及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について

◆議案第十五号

この議案第十号から議案第十四号までは報酬額の改正です。

◆議案第十六号

泉崎村固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて  
これは委員一名の欠員に伴う

◆議案第十七号

昭和四十七年度泉崎村一般会計補正予算について  
これは、当年度予算の最終の補正で、既定予算額四二三、四八七千円であるが、今回六、六四四千円の追加で現計予算額四三〇、五一千円と補正されました。

後任の選任に関し同意を求めたことで、選任された者は次の通りである。

太田川字居平四三番

小林 清次郎

◆議案第十八号

昭和四十七年度泉崎村国民健康保険特別会計補正予算について  
これは、既定予算額七八、八六六千円（事業勘定）が、今回一、〇八三千元追加し現計予算額七九、九四九千円となり、直診勘定は既定額一九、四七八千円で内容の補正である。

◆議案第十九号

泉崎村簡易水道特別会計補正予算について  
これは、既定額八、六四〇千円に二一〇千円追加し現計予算額八、八五〇千円と補正されたこと。

◆議案第二十号

昭和四十七年度泉崎村水道建設特別会計補正予算について  
これは、既定額八、七〇二千円に一〇〇千円を追加し現計予算額八、八〇二千円に補正されたこと。

◆議案第二十一号

昭和四十八年度泉崎村一般会計予算について  
これについては次号により説明いたします。

◆議案第二十二号

昭和四十八年度泉崎村国民健康保険特別会計予算について  
これは、八二、四七八千円と決定されました（事業勘定分）直診勘定分は一八、二八五千円

◆議案第二十三号

昭和四十八年度泉崎村簡易水道特別会計予算について  
これは一一、三五六千円となりました。

◆議案第二十四号

昭和四十八年度泉崎村簡易水道建設事業特別会計予算について  
これは二〇、二六三千円と決定されました。三面へつづく





# お知らせ

### 確定申告がまちがっていたとき 訂正することができます

確定申告をしたあとで、所得や税額の計算をまちがえて税金を少なく納めたり、還付を受ける税額が多かったことに気づいた場合には「修正申告」をして訂正することができます。税務署からの調査を受ける前に修正申告をすれば過少申告加算税はかかりません。

また所得や税額を多く計算して税金を納め過ぎたり、還付を受ける税金が少ないことに気づいた場合は「更正の請求」の手続きをして、納め過ぎた税金を返してもらうことができます。

### 税の処分不満があるときは

#### 遠慮なく異議申立てを

税務署から税額の更正や決定を受けたら、財産の差押えを受けた場合などで、その処分が納得できないときには、税務署に「異議申立て」をすることができます。

その申立てに対する税務署の決定にもまだ納得できないときは、さらに国税不服審判所に「審査請求」をすることができます。国税不服審判所は、国税局や税務署から独立した機関で、納税者の不満を解決するところです。どちらも手続きが簡単で費用もかかりませんから遠慮なくご相談ください。

### 中小企業者の機械貸与

#### 制度はご存じですか

中小企業の設備の近代化は、わが国産業の発展を促進するために最も緊要なことであり、この制度ではこれら企業者が必要とする資金を自己調達できない場合、申込者に対して、現地調査の上、審査委員会並びに理事会の決定を経て借受人の希望する機械を協会が購入し、借受人に貸与して五年間（半年賦）で元金（機械代金）に損料（利息）を含めて償還してゆく完済したときに所有権を移転譲渡するしくみで「機械貸与制度」と「設備貸与制度」にわけております。

#### 貸与価格の限度額

二〇万以上八〇〇万円以内

#### 貸与期間

五年以内

#### 利率

七・〇%

#### 保証金 一〇%

#### 償還方法 半年賦

申込受付期間  
年四回（四月、七月、十月、一月）で申込月の二〇日までに市長村役場に提出する。  
なお詳細について商工会または役場産業課にお問い合わせ下さい。

### 森林を伐採するときは 伐採届をしましょう！

森林を伐採するときは、伐採開始三十日と九十日前までに伐採届出書を知事に提出することになっております。



無届で伐採しますと、森林法違反として罰せられますので注意して下さい。

現在、伐採を計画されている方は是非、棚倉林業事務所にて伐採届をしましょう。

伐採届を必要とする森林は次のとおりです。

- (1) 造林のための伐採
- (2) 針葉樹の伐採
- (3) 開こん、観光施設（ゴルフ場も含む）宅地造成等の理由で伐採する森林。
- (4) 保安林、その他の制限林にあるのは知事の許可が必要です。なお詳しくは、棚倉林業事務所にご相談のこと。

### 出生おめでとうございます



久保木 かおり (父名) 信 男

大字太田川字居平一九

小林 英 樹 凱 男

大字太田川字居平六五

鈴木 正 明 正 恵

大字岡和久字蛭田谷地八九

星 ひろみ 昌 宏

大字泉崎字下宿六二

鈴木 京 寿 貞 夫

大字岡和久字下原六の一

中 畑 紀 子 貞 雄

大字泉崎前谷地一

- 木野内 晃 重信  
大字岡和久字明地十五
- 白 岩 由美恵 孝 雄  
大字踏瀬字踏瀬五
- 佐 藤 昌 子 昭 雄  
大字泉崎字下宿四二
- 岡 部 記代子 文 雄  
大字岡和久字瀬知房六
- 白 岩 悦 子 忠 男  
大字泉崎字大小踏地一
- 大 野 里 美 光 盛  
大字泉崎字箱一
- 海 上 七 重 一 男  
大字泉崎字寄井一九
- 田 崎 寿美子 勝 栄  
大字岡和久字上町六十
- 鈴 木 秀 勝 勝  
大字泉崎字十八夜山一
- 中 畑 重 春  
大字泉崎字別所三
- 須 藤 正 治  
大字太田川字居平四二
- 木 戸 ハ ヤ  
大字太田川字居平四六
- 駒 橋 清 寿  
大字岡和久字景の原一の三四
- 三 村 佐久治  
大字泉崎字箱二八
- 佐 川 藤 一  
大字岡和久字瀬知房三四
- 梅 宮 千 三  
大字泉崎字大小踏切一
- 田 崎 キ 子  
大字岡和久字下原一六
- 小 針 吉 居  
大字太田川字屏風坂一
- 小 針 清 蔵  
大字太田川字居平六四
- 佐 川 常 吉  
大字岡和久字松ヶ沢四
- 菊 地 清  
大字北平山字堂ノ下二七
- 穂 積 正 明  
大字岡和久字上町一一
- 小 林 林次郎  
大字泉崎字小林四三
- 丸 山 ハルイ  
大字踏瀬字踏瀬三二
- 大 野 子之三郎  
大字泉崎字長峯一
- 荒 川 コユネ  
大字泉崎字鶴香小屋九
- 安 藤 平次郎  
大字泉崎字愛宕山一の八
- 田 崎 俊 昭  
大字岡和久字添久保一

謹んでお悔み申しあげます